

当財団は特定公益増進法人に該当します。当財団への寄付金につきましては、寄付者様の法人税、所得税等において、税制上の優遇措置が受けられます。

参考（税の種類と概要）

〈2021年4月1現在法令条例等より〉

法人税	普通法人等から特定公益増進法人への寄付金は、「一般の寄付金」の損金算入限度額と別枠で損金に算入できます。
所得税	特定公益増進法人等への寄付金を支出した場合、所得控除として「寄附金控除」の適用を受けることができます。
個人住民税	福岡市にお住まいの方 個人住民税における税額算出の際に、「寄附金税額控除」の適用を受けることができます。 福岡市以外にお住まいの方 寄附金税額控除制度の適用の有無についてお住まいの自治体へご確認ください。

詳しい内容につきましては、最寄りの税務署または国税庁のホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）、住所地の課税課へご確認ください。

申告手続き等について

ご寄付をいただいた場合は、当財団から領収書をお渡ししますので、確定申告等それぞれ所定の手続きをお願いいたします。

※個人住民税の「寄附金税額控除」を受けたい方で、確定申告が不要な場合は、住所地の区役所で個人住民税の申告を行うことにより「寄附金税額控除」の適用を受けることができます。